

※当該事業所に使用される作業員が、健康保険のうち健康保険組合、建設国保に加入している場合の記載について

(再下請負通知書、施工体制台帳に共通のルール)

1. 健康保険組合(組合管掌健康保険)に加入している場合

健康保険について、当該事業所が協会けんぽ(全国健康保険協会管掌健康保険)ではなく健康保険組合(組合管掌健康保険)に加入している場合、「事業所整理記号等」欄のうち「健康保険」欄には加入している健康保険組合の名称のみ(例:「〇〇健康保険組合」)を記載してください。

2. 建設国保に加入している場合

(1)「事業所整理記号等」欄の「健康保険」欄の記載

当該事業所が協会けんぽ又は組合管掌健康保険に加入しており、当該事業所で使用され、協会けんぽ又は組合管掌健康保険の被保険者となるべき労働者のうち

① 全員が建設国保(国民健康保険組合が運営する国民健康保険)に加入しており、協会けんぽ、組合管掌健康保険の適用除外承認を受けている場合

→「事業所整理記号等」欄の「健康保険」欄には「－」と記載して下さい。

② 一部の者が建設国保に加入しており、協会けんぽ、組合管掌健康保険の適用除外承認を受けている場合

→「事業所整理記号等」欄の「健康保険」欄には、当該事業所が

イ 協会けんぽ加入の場合、事業所整理記号及び事業所番号を記載して下さい。

ロ 組合管掌健康保険加入の場合、当該組合名を記載して下さい。

(2)「保険加入の有無」欄の「健康保険」欄の選択

①「事業所整理記号等」欄に記載する全事業所の「健康保険」欄が「－」となるか、上段が「－」で、下段が「同上」となる場合

→「保険加入の有無」欄の「健康保険」欄では「適用除外」を選択して下さい。

②「事業所整理記号等」欄に2つの別の事業所について記載し、一方の「健康保険」欄のみが「－」で、もう一方は事業所整理記号及び事業所番号もしくは健康保険組合名のみが記載される場合

→「保険加入の有無」欄の「健康保険」欄では「加入」を選択して下さい。

(参考)再下請負通知書、施工体制台帳に記載する各種番号等の掲載書類について

1. 健康保険

事業所整理記号及び事業所番号又は健康保険組合名

→健康保険及び厚生年金保険の保険料の納入に係る「領収証書又は納入証明書」等

2. 厚生年金保険の事業所整理記号及び事業所番号

→健康保険の1. (1)と同一

3. 雇用保険の労働保険番号

「労働保険概算・確定保険料申告書」の控え及びこれにより申告した保険料の納入に係る「領収済通知書」等